

# 阿蘇市人権教育・啓発基本計画

【改定版】(素案)

令和5年〇〇月

阿蘇市

## 目 次

はじめに	1
1. 「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」の位置づけ	3
① 人権をめぐる現状を明らかにすること	
② 人権教育・啓発の取り組みの方向を示すこと	
③ 行政、学校、企業、各種団体、家庭及び地域などに期待される役割を明らかにすること	
2. 基本計画の性格	3
① 人権教育・啓発推進法や部落差別解消推進法など関係法令や熊本県人権教育・啓発基本計画の趣旨を踏まえたものであること	
② 国連10年行動計画を基本にしながら、さらに内容を充実発展させたものであること	
3. 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義と目標	4
① 人権教育・啓発の定義	
② 人権教育・啓発の目標	
4. 人権の重要課題についての取り組みの方向	6
(1) 同和問題	
(2) 女性の人権	
(3) 子どもの人権	
(4) 高齢者の人権	
(5) 障がい者の人権	
(6) 外国人の人権	
(7) 水俣病をめぐる人権	
(8) ハンセン病回復者及びその家族の人権	
(9) 感染症・難病等をめぐる人権	
(ア) 感染症をめぐる人権	
(イ) 難病等をめぐる人権	
(10) 犯罪被害者等の人権	
(11) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害	
(12) 災害と人権	
(13) インターネットによる人権侵害	
(14) 様々な人権課題	
(ア) ハラスメント	
(イ) 性的志向・性自認に関する人権	
(ウ) アイヌの人々の人権	
(エ) ホームレスの人権	
(オ) 刑を終えて出所した人等の人権	
(カ) 新たな人権課題等	

5. 人権教育・啓発の取組みの方向	19
① 人権教育	
② 人権啓発	
(ア) 啓発内容	
(イ) 啓発方法	
③ 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発	
(ア) 市職員	
(イ) 教職員等	
(ウ) 企業（職場）等	
(エ) 社会教育関係者	
(オ) 保健・医療・福祉関係者	
(カ) マスメディア関係者	
④ 各種資料・情報の収集及び提供	
⑤ 相談体制の充実	
⑥ 持続可能な開発目標（SDGs）に対する取組み	

**（資料編）**

（人権の重要課題についての経緯	27
（関係法令）	41
・阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例	
・熊本県部落差別の解消の推進に関する条例	
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
・部落差別の解消の推進に関する法律	
・人権教育・啓発に関する基本計画（抄）	
・世界人権宣言	
・日本国憲法（抄）	

## はじめに

二度にわたる世界大戦の悲惨な体験の反省にたってから、半世紀以上が経過しています。この間に、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という『世界人権宣言』（昭和23年 国連総会採択）の理念は人権に関する多くの宣言や条約となって実を結びました。

国内においては、人権問題にかかわる重要な課題である同和問題の解決について、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題である」と位置づけた「同和対策審議会答申」（昭和40年（1965年）（\*1））の精神にのっとり、同和行政を推進してきました。

しかし、同和問題をはじめすべての人権が本当に尊重されているのか、また回りの人たちの人権を自分たちは十分尊重しているのか改めて考える必要があります。

生まれた場所によって結婚や就職など、いわれのない不当な差別の対象とされている同和問題は、深刻にして重大な人権問題であり、早急に解決しなければなりません。

また、いじめや体罰、虐待、不登校など子どもの人権をめぐる問題、また女性に対する暴力の問題や、慣行によって女性の社会参画を阻むなど多くの課題が残されています。さらに、高齢者や、障がい者が公平な立場で社会参加できる環境づくり、国際化の進展による言葉や宗教、思想文化、生活習慣が異なる外国人に対して、その多様な文化を理解し、尊重することが国際社会の一員として重要なことであります。

近年では、社会情勢の変化や国民の価値観の多様化により、インターネット上に他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現が掲載される事案の多発、様々なハラスメントの増加や性自認に対する偏見等、人権に関する新たな問題も発生しています。

また、感染症をめぐる人権に関しては、令和2年（2020年）に、新型コロナウイルス感染症（COVIT-19）の感染が世界的に拡大し、国内においては、感染者やその家族、医療従事者などへの人権に関わるような不適切な扱いや誹謗中傷が問題となりました。

真に人権尊重の社会を実現するためには、同和問題、女性、子どもといった個々の問題だけにとらわれず、社会状況の変化等に伴い新たに発生する人権問題等を含めたすべての問題を「人権」という広い視点から学習し、「人権」という普遍的文化を構築して行く必要があります。

本市においても、今までの取組みの成果や手法を踏まえ、行政、学校、企業、各種団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに協力

しながら人権意識を高めるための取組みを進めるため、「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」（平成18年4月）を策定しました。

これまで、この計画を基本に据え、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権尊重を基調とする差別のない明るい阿蘇市の実現を目指した取組みを進めています。

しかし、新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く社会状況は変化しており、現計画を一部修正し、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら人権意識を高めるための取組みを進めることとします。

#### （＊1）同和対策審議会答申

昭和35年（1960年）に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和40年（1965年）8月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明確にするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和対策の基礎となりました。

# 1. 「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」(以下「基本計画」という。)の位置づけ

## ①人権をめぐる現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるうえで、本市における行政、学校、企業、各種団体及び市民のそれぞれの分野において、人権意識の定着、啓発の課題について、現状を明らかにする必要があります。

## ②人権教育・啓発の取組みの方向を示すこと

人権教育・啓発は、それぞれの分野において現状を明らかにした上で、内容や手法など取組みの方向を明確に示す必要があります。

## ③行政、学校、企業、各種団体、家庭及び地域などに期待される役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政、学校、企業、各種団体、家庭及び地域など個々の現状を基に、それぞれの機関や団体が自分たちの活動の中で、教育・啓発の機会を取り入れていく必要があります。

このため、各機関・団体に期待される役割を明らかにするとともに、パートナーシップ(\*2)のもと、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

### (\*2) パートナーシップ

多様化する市民のニーズに対して、市民、企業、学校、ボランティア団体やNPO法人をはじめとする民間非営利団体、行政などの様々な主体が一緒になって公益的な課題の解決に向けて取り組む場合に、それぞれの主体が、お互いの主体性や特性を尊重し、対等な立場で連携していくための行動原理がパートナーシップです。

## 2. 基本計画の性格

国連では、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、国内でも「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定され、その後、それぞれの市町村で人権教育のための国連10年行動計画(以下「国連10年行動計画」という。)が策定され、取り組みが進められてきました。

一方で、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年(2000年)制定)(以下「人権教育・啓発推進法」という。 )や「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年(2016年)制定)(以下「部落差別解消推進法」という。 )、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」(令和2年(2020年)制定)(以下「熊本県部落差別解消推進条例」という。 )及び「熊本県人権教育・啓発基本計画(第4次改定版)」(令和2年(2020年)12月策定)(以下「熊本県人権教育・啓発基

本計画」という。)なども重視する必要があります。

このため、基本計画は次のような性格を有しています。

### ① 人権教育・啓発推進法や部落差別解消推進法など関係法令や熊本県人権教育・啓発基本計画の趣旨を踏まえたものであること

人権教育・啓発推進法及び部落差別解消推進法には、教育・啓発の基本理念のほか、地方公共団体や国民の責務が、明確に規定されています。このような理念や責務については、基本計画にも的確に反映させる必要があります。

### ② 国連10年行動計画を基本にしながら、さらに内容を充実発展させたものであること

国連10年行動計画は、「人権教育のための国連10年」という国際的な動向をもとに策定され、人権教育・啓発の基本的な考え方や、取組みの方向を示してきたものです。

このため、基本計画についても、国連10年行動計画及び人権教育・啓発推進法や部落差別解消推進法など関係法令を基に、本市における重要課題などを踏まえ、内容を充実発展させたものとしします。

## 3. 人権の基本理念及び人権教育・啓発の定義と目標

### ①人権教育・啓発の定義

「人権教育のための国連10年」の国連決議では、「人権教育は単なる情報提供ではなく、発達段階にある子どもからすべての社会層の人々が、他の人々の尊厳について学ぶこと。そして、その尊厳を社会で確立していくための方法や手段を学ぶために、生涯にわたる総合的な過程である」と述べており、一生涯にわたる人権教育の必要性を指摘しています。

国連10年行動計画では、「人権教育」を「住民が主体的に学び、その成果を日常生活の中で具体的に生かす教育」と定義しており、基本計画における「人権教育・啓発」の定義についても、国連10年行動計画の定義を引き継ぐものとししますが、より具体的には、以下のように4つの側面から幅広くとらえておく必要があります。

#### ○人権についての教育

同和問題をはじめ、人権に関する歴史的な事実を学ぶ。

差別や偏見が、意識や行動となって人々の生活の中で、どのような影響を与えるのかということを考える。

つまり人権とは何か、事実を知識として身につけるといった側面。

#### ○人権としての教育

すべての人が教育を受けること自体が基本的な権利であり、様々な理由で教育を受けられる機会を奪われてきた人々に対して、教育を保障するという側面。

## ○人権のための教育

人権が尊重される社会の確立を、自分たちで目指そうとする積極的な関心・態度と、地域の中のリーダーシップを育てるという側面。

## ○人権を通じての教育

人権について学ぶ環境（場所）そのものが、人権を大切にする雰囲気を持っていること。たとえば、学校内でのいじめや、職場内でのセクシュアル・ハラスメント（\*3）など、人権問題の発生する環境の下では、人権感覚は本当に根づかない。

集団生活の環境（場所）自体で、人権が大切にされていなければならないという側面。

### （\*3）セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされています。

## ②人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、すべての人の人権と基本的自由が尊重され、その個性を全面的に開花させることにあります。

すなわち、すべての人が、出身や門地（\*4）、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、一人の人間として尊重され、自立すること。また、あらゆる生活分野における処遇や、社会参加の平等が保障され、みんなが幸せに安心して生きることができるよう、共同社会を築くことにあります。

「人権尊重のまち」を築くことができるかどうかは、一人ひとりの意識と具体的な行動にかかっています。研ぎ澄まされた人権感覚を身につけ、人権問題に対する強い関心と積極的な行動を起こすためには、生涯にわたる人権教育とともに行政や学校、企業、各種団体などの組織団体の役割を明確に示すことが重要です。

日本の人権教育・啓発を担ってきた同和教育の理念も、社会的身分や門地、性別、障がいの有無などに関係なく、すべての人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養うとともに、さまざまな人権問題についての正しい理解と問題解決への積極的な態度を育てることを目標としていました。

基本計画においても、人権教育・啓発への着実な取り組みが求められている中で、同和教育の理念を引き継ぎ、様々な人権問題を解決するための教育・啓発として充実発展させる必要があります。

（\*4）門地 家柄・家の格



## 4. 人権の重要課題についての取組みの方向

日本には様々な人権問題が存在していますが、国連10年行動計画においても個々の問題を重要課題として位置づけていたところです。

このような様々な人権問題が生じている背景としては、それぞれの人権問題について正しい知識が身につけていない、自らの問題としてとらえきれない、具体的な行動につながっていないなどの理由がありますが、封建時代から続く家柄意識や格式を重んずる考え方による上下の意識が残っているほか、非合理的な伝統や因習にとらわれる意識が、人々の生活の中に見られることも挙げられています。

それぞれの人権問題について正しい知識を身につけるとともに、自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことが求められています。

### (1) 同和問題

#### 【現状・課題】

同和問題は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題です。

このため、それぞれの市町村においても、同和問題の解決を重要課題として位置づけ、特別対策事業により住宅や道路などの生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備をおこない、着実に成果を上げ、生活環境については大きく改善されました。

しかし、結婚や土地購入等に際しての偏見や差別が依然として残り、近年では、インターネット上に差別を助長するような表現が掲載されるなど、同和問題はいまだ解決にはいたっていません。

こうした状況を踏まえ、平成28年（2016年）に「部落差別解消推進法」が制定され、現在もなお部落差別が存在するとし、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等が明示され、熊本県では、令和2年（2020年）に「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。

本市では、「阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」を令和3年（2021年）3月に一部改正を行い、教育・啓発活動の充実に取り組むこととしました。

同和問題に対する正しい理解と認識が市民一人ひとりまで得られるよう、地域での細かな啓発活動を一層進める必要があります。

同和問題解決に関する多様な学習機会の充実とコミュニティ活動の拠点として、隣保館等の施設を中心に地域交流講座の開設やさまざまな研修会・学習会などの取組みがおこなわれています。

豊かな人間性を育むため、ボランティア活動をはじめとする多くの体験活動や高齢者・障がい者等との交流を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会づくりに努めていますが、この活動を広く市民に啓発し、多くの方の参加と交流を呼びかけていく必要があります。

### 【主な施策】

- ① 同和問題の解決に向けた教育・啓発を推進します。
- ② 同和問題に対する誤った認識等に基づいて発生する差別事象の早期解決と再発防止に取り組みます。
- ③ 地域福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館活動を推進します。
- ④ 様々な人権相談に迅速・的確に対応するため、相談機能の充実に取り組みます。

## (2) 女性の人権

### 【現状・課題】

女性がそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、行政、企業や各種団体などにおいて、政策、方針決定の場への女性の参画の拡大を図るとともに、女性の進出が少ない分野において新たに活躍の場の拡大を図る必要があります。

本市では、男女共同参画推進条例を平成19年（2007年）に制定し、男女が共につくる地域社会を目指して、「第1次阿蘇市男女共同参画推進行動計画」を策定し、第2次（平成27年（2015年））、第3次を令和2年（2020年）に策定しました。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（\*5）やストーカー行為（\*6）、セクシュアル・ハラスメントなど、女性に対する暴力や人権侵害は、女性の基本的人権を踏みにじるものであり、その根絶に向けた取組みは大変重要です。暴力を未然に防ぐための意識啓発活動とともに、被害女性を支援するための相談体制の充実、情報交換のための関係機関との連携強化など、女性の保護と自立支援のための取組みが必要です。

### 【主な施策】

- ① 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、学校や地域で活躍する人材の育成に取り組みます。
- ② 女性に対する暴力の起こらない社会の実現を目指し、DVやストーカー行為、セクシュアルハラスメント等を未然に防ぐための意識啓発を進めます。
- ③ 仕事と家庭・地域生活の両立を支援するため、職場優先意識の解消や、男性の家庭・地域生活への参画など、男性も含めた働き方の見直しを推進します。

### （\*5）ドメスティック・バイオレンス（DV）

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対するなお一層の取組みが必要です。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。略して「DV」と呼ばれることもあります。

#### (\*6) ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者またはその配偶者、その他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけるような行為などを繰り返し行うことをいいます。

### (3) 子どもの人権

#### 【現状・課題】

少子化や核家族化の進行により、子どもの数が減少しているうえ、近隣や近親者からの子育て支援が得られにくくなっています。さらに、異年齢児同士がふれあう機会が少なく、学校においてもいじめや不登校などの問題が憂うべき状況にあり、子どもの社会性や協調性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長に対しての影響が懸念されています。

家庭においては、子育ての負担が母親一人に集中することなどに伴う育児不安やストレスが、児童虐待(\*7)につながる実態が一部あります。このため、広く市民に対し児童虐待の通告義務などの啓発に努めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見や、虐待を受けた児童及びその親に対する迅速かつ適切な対応のため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関の連携が必要であります。そのため、阿蘇市虐待防止等対策連絡協議会を設立して関係機関の強化に努めています。

子どもの人権を守り、社会的に自立していけるよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、行政はもちろん、学校、企業、地域社会、市民などがそれぞれの役割を果たし、さらに相互に協力しあい、社会全体で子どもの健全な成長を支える意識、体制を充実させる必要があります。

#### 【主な施策】

- ① 子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者をはじめ、行政、学校、企業、地域社会等が相互に協力し、子どもの人権を尊重する地域社会を目指します。
- ② 児童虐待の防止を図るため、関係機関との連携協力体制のもと、虐待の発生予防・早期発見、早期対応に取り組みます。
- ③ いじめの早期発見や組織的な対応を図るため、相談体制の整備や学校、家庭、地域や関係機関の連携強化に取り組みます。
- ④ 安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに育ち、豊かな心を育むことができる地域社会を目指します。

#### (\*7) 児童虐待

保護者とその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、次の行為をすることをいいます。

- ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること

- ②性的虐待：児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること
- ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること
- ④心理的虐待：児童に、将来まで残るような心の傷を与える言動を行うこと

## （４）高齢者の人権

### 【現状・課題】

本市の高齢化率は39.6%（令和4年（2022年）4月現在）となっており、全国平均を上回る水準で推移しています。この傾向は今後も続くことが予想され、本市においても一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加しています。こうした中、高齢者と他世代とのつながりが薄れるなかで、高齢者に対する理解や認識不足によつての就業差別や介護を必要とする高齢者に対して介護者の肉体的、心理的虐待など本人または高齢者を抱えた家族の不安は当事者でなければ分からない大きな問題となっています。

その中で、尊厳を持って安心して自立した高齢期を送れるよう支援することが重要な課題となっています。

介護保険施設等の利用者に対する身体拘束については、原則禁止とされていますので今後さらに、施設等に対し、身体拘束廃止に向けた指導の強化を図る必要があります。

高齢者の日常生活に関連する悩みの解消については、「シルバー110番」（\*8）などの相談事業を積極的に利用できる環境づくりに取り組むとともに、特に、高齢者等を悪徳商法の被害から擁護し、財産管理を行うため、成年後見制度（\*9）の普及など広く市民に理解していただくために啓発を図る必要があります。

高齢者のまわりには、意識面などをはじめとする様々な障壁が存在しており、高齢者の自立と社会的活動への参加が阻まれている状況があります。市では、バリアフリー（\*10）等を進め、高齢者が安心していきいきと暮らせるやさしいまちづくりに取り組む必要があります。

高齢者の自立と社会参加を図るためには、高齢者を年齢だけで一律に別扱いする制度や慣行等についても見直す必要があります。

そのため、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることのできるよう就労支援のための施策やボランティア活動など社会参加のきっかけとなる事業の充実を図る必要があります。

### 【主な施策】

- ① 高齢期を健康で生きがいを持って暮らせる、活力ある明るい長寿社会の実現を目指し、国や県、関係機関と連携した広報啓発に取り組みます。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるやさしいまちづくりの実現を目指し、高齢者への虐待の防止に向けた啓発に取り組みます。
- ③ 生きがいを持って暮らすことができる生涯現役社会の実現に向け、ボランティア活動など社会参加を促進する取組みを進めます。

#### (\*8) シルバー110番

高齢者やその家族の方々の様々な相談に対応している熊本県高齢者総合相談センター（通称：シルバー110番）のことで、相談には、生活上のいろいろな心配ごとに対して相談員が応じる一般相談と、相談日を決めて法律、税などについて専門家が相談に応じる専門相談とがあります。

#### (\*9) 成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった方々は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度が成年後見制度です。

成年後見制度には、家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度があります。

#### (\*10) バリアフリー

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁（バリア）があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるよう、これらのバリアを取り除いていくことを「バリアフリー」といいます。

## (5) 障がい者の人権

### 【現状・課題】

障がい者を取り巻く問題については、これまでも「ノーマライゼーション」(\*11)の考え方にに基づき、様々な取組みを行ってきましたが、障がい者用駐車スペースへの駐車など障がい者に対する理解のない行動や誤解、偏見など、いまだ多くの課題が存在しています。さらには、障がい者に対する財産の侵害や障がい者を狙った犯罪なども発生しています。

そのため、障がいについての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組むとともに、障がい者の権利を擁護するための成年後見制度の普及などを広く市民に理解していただくために啓発を図る必要があります。

障がい者が地域とともに暮らし、安心して生きていけるようにするためには、地域社会全体が障がい者の存在を前提とした地域づくりを考え、推進していかなければなりません。

精神障がいや発達障がいについては、地域における誤解や偏見が、障がい者の自立と社会参加の大きな障壁となっていることから、さらに啓発に取り組む必要があります。

また、障がい者が地域で生活するうえでの大きな課題の一つに就労の問題があります。就労意欲の高い障がい者であっても、事業所の理解不足などにより、働く場所がない、働き始めても長続きしないといった問題があることから、障がい者のみならず、事業所と障がい者の双方へのきめ細やかな支援を行う必要があります。

ともに生きる社会づくりのためには、何よりもまず地域社会が、障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいや障がい者のことを正しく理解しなければなりません。

そのためには、障がいに対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などを図る必要があります。

#### 【主な施策】

- ① 一人ひとりの人格と個性が尊重される共生社会の実現を目指し、障がいについての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組むとともに、日常的な触れ合いを通じた相互理解の促進に取り組みます。
- ② 障がいのある人の権利擁護に取り組む人材を育成すること等により、障がい者虐待の未然防止や早期対応に取り組みます。

#### (\*11) ノーマライゼーション

「ノーマライゼーション」とは、障がい者を特別視するのではなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送れるように条件が整備された、共に生きる社会こそがノーマルな社会である、という考え方です。

## (6) 外国人の人権

### 【現状・課題】

本市における在留外国人数は、令和4年（2022年）4月現在で481人となっています。

観光などで諸外国から本市を訪れる人数も含めて、諸外国との人的、物的交流の規模は今後とも拡大していくことが予測されます。

そのため、行政、学校、企業、各種団体、市民などが外国人の人権についての関心をより一層高め、外国人が、暮らし、活動しやすい地域づくりを進めなければなりません。

外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっているほか、昔から日本社会が、外国人や異文化と接することに閉鎖的であった傾向もあります。

このため、偏見や差別の解消に向け、市民一人ひとりが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、啓発活動や交流事業を充実させる必要があります。

外国人が快適に暮らすための支援や、活動しやすい環境づくりを進めることも大切です。

そのため、地域における日本語学習機会の確保や医療など、日常生活や緊急時における相談・情報提供機能を充実させるとともに、公共やビジネス、観光の場における外国語表示や、在住外国人と地域住民との交流促進が必要です。併せて、防犯講話・研修会の実施等による防犯・防災対策などを充実させる必要があります。

#### 【主な施策】

- ① 外国人への偏見や差別の解消に向け、一人ひとりが、異なる民族・国・地域の文化等についての正しい知識と広い視野を持って外国人との相互理解を深めていけるよう、啓発や交流を推進します。
- ② 一人ひとりが外国人の人権についての関心を高め、国籍や民族の違いを超えた、外国人が、暮らしやすく、活動しやすい「多文化共生の地域づくり」に取り組みます。

## (7) 水俣病をめぐる人権

### 【現状・課題】

日本における公害の原点といわれる水俣病は、昭和31年（1956年）に、水俣市でその発生が公式に確認されました。

水俣病問題は、健康被害をもたらしたばかりでなく、「水俣」というだけで特別な目で見られ、県外で水俣出身を語れないなど、水俣病被害者、あるいは水俣病発生地域に対する偏見や差別の問題が存在しています。

偏見や差別の解消のためには、水俣病に関する正しい知識を広めるとともに、様々な取り組みを通じた努力により、美しく豊かな海を取り戻していることなど、現状への理解を深めていくことが必要です。

#### 【主な施策】

- ① 水俣病に関する情報や教訓を発信することにより、水俣病の正しい理解を促進するとともに、発生地域の再生状況等を広く発信することにより、環境を守ることや人権の大切さを伝えていきます。
- ② 被害者やその家族が地域において安心して日常生活が送れ、社会参加が促進されるよう、相談体制の整備等により地域生活を支援する取り組みを進めます。

## (8) ハンセン病回復者及びその家族の人権

### 【現状・課題】

本県には、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」（\*12）があり、148人（令和4年（2022年）6月現在）が暮らししています。

ハンセン病が治る病気であるという正しい認識を持ち、人権擁護の見地に立って、地域・社会の人々がハンセン病の歴史や人権についての理解を深める必要があります。

また、差別や偏見の解消を図るため、市民への啓発・教育活動を推進していくほか、学校教育における指導者の育成や人権教育の推進、さらには、企業研修等による人権意識の普及・高揚に取組み、共生社会の実現を目指していかなければなりません。

## 2【主な施策】

- ① ハンセン病回復者等及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
- ② 高齢化するハンセン病回復者及びその家族が安心して暮らせる地域社会づくりに取り組みます。

(※12) 国立療養所菊池恵楓園

明治40年（1907年）の「癩予防二関スル件」に基づき、全国5カ所に設置された公立療養所のひとつであり、明治42年（1909年）、九州七県連合立第5区九州癩療養所という名称で、当時の菊池郡合志町に開設されました。昭和16年（1941年）から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

## (9) 感染症・難病等をめぐる人権

### (ア) 感染症をめぐる人権

#### 【現状・課題】

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）など、まん延のおそれがある感染症がひとたび発生すると、国民の生命や健康、更には経済など社会全体に大きな影響を与えます。このような影響を最小限に抑えるためには、感染拡大防止対策により被害を軽減しながら、医療体制の維持や社会活動の継続を図る必要があります。そうした中で、医学的に不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識により、さまざまな感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族などに対する様々な人権問題が生じています。感染症については、まず、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、それとともに、患者や家族などに対する偏見や差別意識の解消など、人権尊重の視点も重要で「感染者等に対する偏見や差別、誹謗中傷は絶対にあってはならない」と人権への配慮を訴えることが必要です。

HIV・エイズについては、各保健所で、感染を早期に発見し、確実に治療に結びつけることを目的として、エイズをはじめとする性感染症等の相談・検査が行われています。

今後も、感染者や家族等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する正しい情報・知識の普及や、感染者等に対する偏見や差別、誹謗中傷といった人権侵害は許されないという啓発を更に進めていく必要があります。学校教育においても、児童生徒に対し、さまざまな感染症に対する正しい知識やその予防法を正しく理解させることにより、感染症に対する不安や偏見をなくしていくことが大切です。

### (イ) 難病等をめぐる人権

#### 【現状・課題】

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病



で、その種類も多くさまざまな病気の特徴があります。

疾患により外見が変化していたり、視覚障がいや肢体不自由などによる行動上の変化があるなどして、一見して病気とわかる場合もあれば、外見上はあまり変化がなく、全く健康な人と変わらない場合もあります。

そのため、患者の中には、病気に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠している人も少なくなく、こうした差別や偏見を払拭することが必要です。

難病患者等の人権が尊重され、個人の尊厳をもって、地域社会において安心して暮らすことができるような社会を実現するために、難病についての正しい知識の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

#### 【主な施策】

- ① 感染症に関する正しい知識の普及・啓発を進め、感染者やその家族、関係者等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する理解の促進や感染者等への偏見・差別等の未然防止に取り組めます。
- ② 難病患者等が地域で尊厳を持って、安心して暮らすことができるよう、難病に関する情報の提供などの普及啓発に取り組めます。

## (10) 犯罪被害者等の人権

### 【現状・課題】

犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害のみならず、精神的な被害や、治療費の支出などの経済的な被害を受けるほか、周囲の人々の言動や報道機関による取材など、二次的被害を受ける場合があります、更に苦しんでいる状況にあります。

このため、犯罪被害者等に対しては刑事司法手続き、保護手続きなど、被害回復のための環境整備が必要であるとともに、二次的被害の防止に向けた取組みを強化する必要があります。

犯罪被害者等の人権が尊重された社会環境を醸成するためには、社会全体が一体となった取組みを行うことが重要です。

### 【主な施策】

- ① 犯罪被害者等が刑事司法手続や保護手続、被害回復のための諸制度に関する情報提供を受けられるよう、関係機関・団体等と連携し、取り組めます。
- ② 犯罪被害者やその家族の人権の擁護に向け、被害者等の現状を理解し、被害者の視点で支えていくための広報・啓発等に取り組めます。

## (11) 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害

### 【現状・課題】

拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

平成14年（2002年）に平壤で行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人の拉致を認めました。

拉致問題に対する国際的関心も高まっており、平成30年（2018年）の国連総会では組織的に広範な人権侵害が続く北朝鮮の人権状況を非難する決議案が採択されています。

熊本県及び熊本県教育委員会では、拉致問題に含まれる家族愛や生命の大切さ、人権尊重の意識や態度を培うことなどの教育的な課題を、拉致被害者家族の手記や映画等を通して、人権教育の中で適切に取り上げるなど、児童生徒に相互の人権を大切にする態度が育つように取組みが進められています。

本市においても、県及び県教育委員会の方針に沿って同様の取組みを行っています。

一方で、無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害も生じています。引き続き、この問題に対する正しい理解と認識を深めるために様々な啓発活動に取り組む必要があります。

### 【主な施策】

- ① 拉致問題についての関心と認識を深められるよう、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心とした啓発に取り組めます。
- ② 拉致問題等に関する教育を通して、家族愛や命の大切さを伝えるとともに、人権尊重の意識を培う取組みを進めます。

## (12) 災害と人権

### 【現状・課題】

これまで、九州北部豪雨災害（平成24年（2012年））、熊本地震（平成28年（2016年））など、台風や豪雨などの災害が、地域に大きな被害をもたらしてきました。こうした災害では、多くの人命、身体が危険にさらされますが、中でも、高齢者や障がい者など避難の際に支援を要する方々（避難行動要支援者）は自力で迅速な避難行動をとることが困難なことから、本市では、あらかじめ避難行動要支援者を把握するとともに、情報伝達や避難誘導の方法について、個別計画（避難支援計画）を作成しておく必要があります。

また、大規模災害では、避難所に大勢の被災者が避難し、不自由な避難生活が長期化する傾向にあるため、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、などの特に配慮を必要とする人（要配慮者）が安心して避難生活を送れるよう、それぞれの特性やニーズに配慮した対応を心がける必要があります。

避難誘導においては、平時からの地域における情報共有の在り方や、避難行動要支援

者の特性に応じた個別計画の検討、見直しが求められます。

また、避難所においては、プライバシーの確保や、要配慮者の特性やニーズに応じた配慮など、すべての利用者の視点に立った、きめ細かな支援を行うためには、人権に配慮した検討・見直しを進める必要があります。

さらに、公助はもとより、自助・共助の取組みを促進するため、災害時における人権への配慮についての理解を深めるよう防災に関する教育・啓発を継続的に進めていく必要があります。

#### 【主な施策】

- ① 災害発生時または発生のおそれがある時の速やかな避難、円滑な避難所運営による被災者の負担軽減が図れるよう、避難支援体制の整備に努めます。
- ② 災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、防災教育・啓発の推進に取り組みます。

## (13) インターネットによる人権侵害

### 【現状・課題】

情報通信技術の普及とともに、パソコンを使ったインターネット上への差別情報やプライバシーに関わる情報の掲示など、使い方によっては、人権に関わるような問題も数多く見られるようになってきました。例えば、出会い系サイトに関するトラブル、青少年に有害なサイトの氾濫、児童ポルノの流通、さらには、同和問題に関わる人名・地名などに関する差別的な情報の掲載、誹謗中傷など、偏見や悪意に満ちた内容も少なくありません。

すべての人が、インターネット上でもルールやマナーを守り、自他を大切にする人権意識を高めていくための様々な取組みが必要です。

#### 【主な施策】

- ① 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発に取り組みます。
- ② インターネット等の適切な利用を促進するため人権侵害や犯罪被害の防止に向けた取り組みを進めます。

## (14) 様々な人権課題

### (ア) ハラスメント

#### 【現状・課題】

ハラスメントとは「いじめ・嫌がらせ」を意味し、職場など様々な場面での相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動をさします。

令和2年の厚生労働省告示「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に

起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの要素をすべて満たすものをいうと定義されました。

また、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正によりセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策も強化され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化されました。事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者、学校における生徒などもセクシュアルハラスメントの行為者になり得るものであり、男性も女性も行為者にも被害者にもなり得るほか、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当するとされています。

ハラスメントは職場のみにとどまらず、様々な場面でおこなわれ、その態様も様々です。ハラスメントは人権侵害であるという認識を浸透させるため、行政、学校、企業、各種団体等における研修会において様々な啓発を行うとともに、被害の防止を図る必要があります。

## (イ) 性的指向・性自認に関する人権

### 【現状・課題】

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といい、また、「からだの性」（生物学的な性）に対し、自分の性をどう認識するかを「性自認」といいます。

#### ・性的指向

性的指向とは、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。この他にも、すべての性を好きになる全性愛、情愛や性愛的な関係を他者に対して抱かない無性愛もあります。同性愛、両性愛に対しては根強い偏見や差別があるため、当事者の多くは自らの性的指向や悩みを周囲に明らかにして生活することができにくい環境にあります。

国際的に見ると、近年、同性婚を認める国が増加しています。国内においても、お互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルを公的に証明する「パートナーシップ制度」は平成27年（2015年）11月に東京都渋谷区、世田谷区で初めて導入され、その後、導入する自治体が増えており、県の中で引越してもそのまま制度が使えるという利点を踏まえ、都道府県単位で導入されているところもあります。

県内では、熊本市（令和元年（2019年）4月）、大津町（令和3年（2021年）10月）、菊池市（令和4年（2022年）7月）が制度を導入しています。

また、合志市が令和5年（2023年）4月に導入予定としており、その他にも、導入を検討している自治体もあります。

本市においては、市民への周知及び理解を高めるとともに、今後、導入に向けた検討を行っていきます。

## ・性自認

性自認とは、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。「からだの性」（生物学的な性）と「こころの性」（性自認）とが一致していない状態にあるため、からだの性を自分の望むこころの性に近づけるためにホルモン療法や性別適合手術等の医療を求める状態を、医学的に「性同一性障害」とされてきました。

学校においては、「いじめ防止等のための基本的な方針」に性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止への対応が明示されました。教育現場での性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への特有の配慮や相談体制の充実が求められています。

本市においては、平成30年（2018年）から、各種申請書等における性別記載欄について、原則廃止の方針のもと、全庁的な見直しを進めています。また、「性の多様性について考える～LGBTなどの性的少数者をサポートするために～」（令和元年（2019年）6月作成）を配布し、職員が、性的マイノリティ、いわゆるLGBT（\*13）の方々に対する偏見や差別意識を持たず、一人一人の状況に応じた対応ができるよう周知を図っています。

今後とも、性の多様性に対する正しい理解を深めるため、啓発を進めていきます。

## （\*13）LGBT

L（レズビアン）G（ゲイ）B（バイセクシャル）T（トランスジェンダー）の頭文字をとって組み合わせた性的マイノリティ（少数者）の総称の一つ。

## （ウ）アイヌの人々の人権

### 【現状・課題】

アイヌの人々の生活を支えてきた狩猟や漁労、アイヌ語の使用など伝統的な生活活動や生活慣行の禁止や制限が行われ、アイヌの人々の民族としての誇りである文化や伝統は、十分に保存、伝承されているとは言い難い状況にあり、また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、偏見や差別の問題が依然として存在しています。

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される共生社会の実現を図るため、国・地方公共団体が連携して差別の解消に向けた啓発に取り組んでいくことが重要です。

## （エ）ホームレスの人権

### 【現状・課題】

経済状況の悪化や家族・地域住民相互のつながりの希薄化、社会的な排除等を背景として、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人たちは、食事の確保や健康面での不安を抱える等、健康で文化的な生活を送ることができない状況にあります。

また、中には地域社会とのあつれきが生じ、苦情やいやがらせ等が発生している状況

も見受けられます。

今後も、ホームレスに対する偏見や差別をなくし、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について、研修会の開催や啓発資料の配布等を行いホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動が必要です。

### (オ) 刑を終えて出所した人等の人権

#### 【現状・課題】

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対しては、本人に真摯な更生意欲があり、被害者心情に十分な理解を持っている場合でも、社会に根強い偏見や差別意識があることや、また、高齢化が進行していることなどにより、就職や居住などの面で社会に受け入れられず、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人等が円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

刑を終えて出所した人等の自立が阻まれることのないよう、また、家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発活動に取り組む必要があります。

### (カ) 新たな人権課題等

#### 【現状・課題】

これまでに掲げた重点的に取り組むべき人権課題のほかにも、現代社会においては、様々な人権問題が存在します。

例えば、パワー・ハラスメントや労働者への人権侵害、災害時における被災者への対応など、社会的な問題の多くが人権問題としての側面を持っています。

また、急速な少子高齢化や地域とのつながりの希薄化等、社会経済状況の変化により、ひとり親世帯や高齢者、心身に障がいや不安を抱えている人、様々な事情により貧困や差別に苦しむ人やその家族、社会的な弱者等が雇用や教育等の機会に恵まれず、社会から孤立する状況も生じています。

今後、社会状況の変化等に伴い新たに発生する人権問題やその他の人権課題についても、それぞれの状況に応じて人権教育・啓発に取り組む必要があります。

## 5. 人権教育・啓発の取組みの方向

### ①人権教育

#### ◇就学前教育

認定こども園(\*14)・幼稚園・保育園は、人やもの、自然とのふれあいや様々な遊びを通じて、物事に対する興味や関心を養うとともに、基本的な生活習慣を身につけるなど、人間形成の基礎を確立するうえで極めて重要な役割を担っています。

このため、すべての認定こども園・幼稚園・保育園において、人権を大切にする心を育てる就学前教育に取り組めます。

特に乳幼児期には、その発達過程に即したきめ細かな対応が求められるため、すべての職員が共通理解に立って、一人ひとりの子どもの健全な成長発達を促す支援が必要であります。

また、職員の言動が子どもに与える影響は大きいことから、子どもに対して適切な指導・援助がなされるよう、実践報告や研修会を通じて情報交換をおこない、職員自身の豊かな人間性や専門性の確立などを目指し、研修の一層の充実を図る必要があります。

#### (＊14) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一体的に行う施設です。また、子育て相談など地域の子育て支援も行います。

### ◇学校教育

学校教育においては、児童生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じながら、人権尊重の意識を高めていく必要があります。

そのため、教職員が同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を、自らの課題としてとらえ、実践報告や研修会の中で課題を出し合い、情報交換をおこなうことにより各学校間の共通認識のもと、教育をおこないます。

また、児童生徒一人ひとりが、人権問題についての理解を深め、人権についての認識を高めるためには、家庭や地域における取組みが重要となります。このため、学校が地域に開かれた人権教育・啓発の推進拠点として、その役割が十分に発揮されるよう、学校と家庭・地域との間で、人権問題に関わる様々な情報を受発信するなど、相互に緊密な連携を図るよう努めます。

### ◇社会教育

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、行政・企業及び各種団体などあらゆる社会の場において人権教育啓発を推進する必要があります。

また、生涯学習社会の構築に向けた様々な取組みの中で、市民一人ひとりを対象とした取組みを進めるため、社会教育施設を中心とした少数単位の啓発活動を展開するとともに、学習環境の整備・内容の充実が求められています。その際、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、身近な日常生活において、市民一人ひとりの中に、互いの人権を尊重する態度や行動を培うことのできる、人権感覚を養う教育に努めます。

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っており、すべての教育の出発点となります。特に、偏見を持たず差別しないということを、親自身が日常生活のあらゆる場面において子どもに示すことが必要です。そのため、親と子がともに人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備など就学前教育、学校教育との連携により、家庭教育に対する支援に努めます。

また、人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、公民館等の社会教育施設、隣保館を中心として、地域の実情に応じた学級・講座の開設や交流事業などの取組みを促進し、市民一人ひとりの豊かな人間性を育むため、ボランティア活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者・障がい者等との交流を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会づくりを促進します。

## ②人権啓発

### (ア) 啓発内容

人権についての啓発は、広く市民を対象として行われるものであり、その手法についても多岐にわたりますが、市民一人ひとりが人権問題について正しい認識を持つとともに、日常生活において、自らの態度や行動に現れるようにすることにあります。

#### ◇人権問題に対する正しい理解と認識の促進

啓発に当たっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「そもそも人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、といった人権全般に共通する理念について、自らが考え、理解するとともに、「部落差別」、「女性の人権」、「子どもの人権」といった個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」、「具体的には何が問題となっているのか」といった内容を、すべての世代において正しく理解・認識されるような啓発に取り組みます。

#### ◇人権意識の高揚

昨今の社会状況を見ると、暴力や虐待、近隣者間でのトラブルなど日常生活の様々な場面において、命にかかわる事件が多発しています。その背景には、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることがその要因として挙げられます。このため、一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった人間であるということを実感できるような啓発を進めます。

また日本では、何かにつけて世間体を大事にし、周りや違った行動や意見を非常に気にする風潮があります。世間体にとらわれず自分自身で考え判断するという、主体性のある生活態度や価値観で行動し、一人ひとりの個性を尊重できるような啓発を進めます。

#### ◇日常生活における態度や実行

人権が尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、日常生活において、自らの態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながっていきません。様々な人権問題を他人事ではなく、自分自身のこととして真摯に受け止め、人権問題への積極的な関心・態度や的確な技能などが日常生活の中で実行できるような啓発を進めます。



## (イ) 啓発方法

### ◇調査・研究

人権教育・啓発を進めるにあたっては、これまでの取組みを反省・評価しながら、人権教育・啓発を実践していくという改善の姿勢が求められます。市内外で取り組まれている人権教育・啓発の手法について調査するとともに、より効果的な人権教育・啓発のあり方を研究し、関係機関・団体等と連携を図りながら教育・啓発に役立てます。

### ◇人権に関する講演会等の開催、人権啓発冊子等の作成・配布

まずは、人権についての関心を高めるため、広く市民が参加できる講演会などのイベント等を実施します。

また、人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、人権啓発冊子などを作成し、配布・周知に努めます。

### ◇発達段階に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者に至るまでの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、その対象者が家庭や学校、職場など、生活の中で発生する問題を具体的に取り上げるなど、工夫を凝らした啓発を行います。

### ◇具体的な事例を活用した啓発

啓発を効果的に進めるためには、身近に発生した差別事象や日常生活の中で差別につながるような意識や行動の実例を取り上げることも有効です。

単に現状や課題について説明しても、人の心に届きにくく、他人事として受け止められやすいという面も出てきますが、身の周りの事実を題材にして意見交換を行うことにより、具体的なイメージが湧き、自らの問題としてとらえ易くなるという点で効果があると考えられます。そのような事例を取り上げることで、市民が人権問題を身近な問題としてとらえ、理解をより一層深められるようになると考えられます。

### ◇参加型・体験型の啓発

講演会の開催や啓発冊子等の作成・配布といった啓発は、人権に関する知識の習得という点では効果がありますが、次に必要なのは市民自らが人権について考え、日常生活における態度や行動に現れるようにする必要があります。

このため、市民が自ら主体的に参加し、参加者による活発な意見交換の中から、課題を発見し、課題解決に向けた提言を行えるような啓発（ワークショップなどの参加型・体験型の研修等）を実施します。

### ◇人材の育成等

人権教育・啓発を着実かつ効果的に進めるためには、行政、学校、企業、各種団体、地域などにおいて、人権教育・啓発に率先して取り組む指導者を育成する必要がある

あることから、研修会を実施します。

#### ◇地域交流を通じた啓発

人権が尊重される社会を実現するためには、すべての人がそれぞれの地域の中で、共に支え合い、助け合いながら生活することができるようなまちづくり、ひいては、すべての人が自立し、社会参加の機会を与えられ、自己実現できるような社会づくりを進める必要があります。このため、社会教育施設や隣保館等を使った地域住民の交流やボランティア活動体験事業に取り組むなど、市民が自発的・主体的に活動できる機会を増やすことも、啓発の効果を高めることにつながると考えます。

#### ◇家庭・地域との連携

市民一人ひとりが、心豊かに人権尊重の精神を育むためには、乳幼児期からの家庭、その家庭を取り巻くそれぞれの地域において、共に支え合い、助け合うという「共生の心」を醸成する必要があります。人権が尊重される社会づくり、まちづくりを進めるうえでも、市民の生活の場としての家庭・地域における人権教育・啓発は重要といえます。このため、各機関が緊密な連携を図りながら、また、地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭や地域における人権教育・啓発を支援します。

#### ◇ICTの活用等による啓発

新型コロナウイルス感染症の拡大により様々な分野における「新しい生活様式」が模索されるなか、人権教育・啓発の取組みにおいても、社会環境に対応した新たな「学びの場」の提供が必要です。このため、オンラインによる講演会・研修会の実施など、市民が「いつでも、どこでも、望む方法で」人権について学べる啓発の手法についての研究を進め、課題の整理や新たな手法の普及に取り組めます。

#### ◇国、県、市町村及び企業団体等との連携

本計画の取組みの実効性をあげるためには、国、県、他市町村との連携を図ることが重要です。

また、民間のあらゆる部門において、人権教育の取組みが積極的に行われる必要があります。そのため、企業や民間の各種団体等に人権教育の取組みの充実を促すとともに、適切な助言や情報提供を行うほか、人権問題の解決をめざす多くの各種団体等と連携し、実効ある人権教育の推進に努めます。

### ③人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

人権教育・啓発を進めるうえでは、対住民サービスの直接の担い手である公務員および、学校、企業、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人など、人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発の取組みが重要になってきます。そのため、市人権・同和教育推進協議会を中心とした活動の中で、さまざまな分野の団体や機関の参画をはかり人権尊重の視野を広げ、ネットワー

クによる取組みが必要です。

#### (ア) 市職員

市職員一人ひとりが、憲法の理念を尊重し、人権尊重の視点に立って職務の遂行に努めなければなりません。

そのためには、新規採用職員から管理・監督職にいたるすべての階層で、人権問題に関する研修を実施し、意識の高揚を図る必要があります。職場における研修体制の強化と状況に応じた研修プログラムや研修教材の充実を図ります。

#### (イ) 教職員等

教育現場における人権教育の意義は、教職員自らの人権意識を形成するにとどまらず、子どもの人権を保護し、次代を担う子どもたちの確かな人権感覚を育むための推進者として、効果的な教育を実践するため研修を図る必要があります。

また、幼児・児童・生徒の実態や発達段階に応じて効果的な人権教育・啓発を進めるとともに、進路を保障していくため、幼・保小中高及び地域や家庭との連携を密にする必要があります。

#### (ウ) 企業（職場）等

企業活動の目的は、利潤を獲得することですが、今では就職差別や、職場での女性の人権、環境問題など、さまざまな問題が明るみになり、企業の社会的責任が厳しく問われています。

このような状況の中で、企業では人権尊重の視点に立って従業員への研修を実施し、職場からあらゆる差別を根絶する努力を重ねることが強く望まれます。

行政や推進協議会との連携により人権教育教材の情報提供や広報支援などの強化を図り、教育・啓発を実施する必要があります。

#### (エ) 社会教育関係者

公民館・図書館をはじめ、社会教育・スポーツ関係団体等の関係者は、地域住民にとって日々の生活と密着しているため、人権問題についても大きな影響力を有しています。

したがって、地域住民の人権意識を確立させていくためには、社会教育関係者の人権意識の高揚と指導力向上が強く求められています。関係者がそれぞれの職務に応じた確かな人権感覚を身につけ、日常の職務を遂行することができるよう、会議の場等において人権教育の研修の充実及び啓発の推進に努めます。

#### (オ) 保健・医療・福祉関係者

医療、介護、相談など、市民の生命や健康、生活に直接関わる職業に従事しているため、利用する方々の人権を尊重するとともに職員の人権意識を向上させる必要があ

ります。しかし、医療機関や福祉施設等において虐待や身体拘束などの人権問題が発生しているケースがあります。

また、福祉関係者（民生委員・児童委員、ホームヘルパー、各種相談委員）等においても、対象となる人たちが社会的に弱い立場にあるだけに、個人の人格の尊重と秘密の保持など、きめ細かな配慮が必要とされます。

人権尊重の視点に立った対応ができるよう、さまざまな研修会への参加を通して、自主的な取り組みを要請します。

## （カ）マスメディア関係者

情報化社会を迎えた今日、マスメディアは、社会情報の大部分を提供しており、人権に関わる意思に対して、大きな影響力を有しています。マスメディアは人権を守る有効な手段であると同時に、侵害する危険性もはらんでいます。関係者の人権尊重の視点に立った活動が達成できるよう、さまざまな研修会への参加を通して、自主的な取り組みを要請します。

## ④ 各種資料・情報の収集及び提供

人権に関する文献や資料、視聴覚教材などは、人権教育・啓発を効果的に進めるうえで必要不可欠であり、その整備・充実に努めるとともに、市民が人権学習の機会を増やせるよう、資料の貸出しを行うなど、必要な支援を行います。

また、人権問題が複雑・多様化している中で、人権に関わる関係機関や団体等の相互間において、迅速かつ適切な情報収集・提供が必要不可欠になってきており、人権に関する情報の収集や提供を行います。

## ⑤ 相談体制の充実

人権課題に関する相談については、庁内の関係各課、庁外の様々な関係機関と連携し、問題の早期解決に向け取り組んでいます。

今後も、相談対応能力や質を高めるための研修会等に積極的に参加するとともに、国、県をはじめとする様々な関係機関と更なる連携を深め、相談体制の充実に努めます。

## ⑥ 持続可能な開発目標（SDGs）に対する取り組み

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」の中核を成す「持続可能な開発目標」です。すべての人々の人権の実現、ジェンダー（社会的性差）平等など、あらゆる形態の貧困・格差をなくし豊かな社会を実現するための先進国を含む国際社会共通の目標です。

本市においてもSDGs達成に向けて様々な取り組みを進めています。

基本計画の目指すべき方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す1

7の目標のいずれかに繋がると思われるため、本市におけるSDGsの達成に向けて、基本計画の取組みを推進します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### SDGsにおける17の目標



目標1 貧困をなくそう		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	目標10 人や国の不平等をなくそう		各国内及び各国間の不平等を是正する
目標2 飢餓をゼロに		飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	目標11 住み続けられるまちづくりを		包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標3 すべての人に健康と福祉を		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	目標12 つくる責任 つかう責任		持続可能な生産消費形態を確保する
目標4 質の高い教育をみんなに		すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	目標13 気候変動に具体的な対策を		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標5 ジェンダー平等を実現しよう		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	目標14 海の豊かさを守ろう		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標6 安全な水とトイレを世界中に		すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	目標15 陸の豊かさを守ろう		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに		すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	目標16 平和と公正をすべての人に		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標8 働きがいも経済成長も		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう		強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る			